

第 47 号

高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持 及び一層の充実を求める意見書提出の件

高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出すること

自民党県議団の採決…賛成

教育基本法 8 条では、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と規定されています。

国では、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持向上や保護者負担の軽減等を図るため、都道府県が行う私立学校の経常費助成費に対し国庫補助を行っており、平成 24 年度はほぼ前年度並みの 100, 538 百万円が予算措置されているほか、教育活動の基盤となる施設の高機能化や防災機能の強化等を目的に、施設整備費に対する補助を行っています。

私立学校は建学の精神に基づく多様で特色ある教育を展開し、公教育の発展に貢献していることから、県でも、国の就学支援金の支給や授業料軽減補助、入学資金貸付等により、生徒の就学機会の確保と保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の安定化のため、経常費補助（H24 予算：254 億円）を行っている（H23：約 250 億円）が、少子化による生徒数の減少で、私学経営は厳しい状況にあります。

さらに、本請願が求める学校施設の耐震化については、国は公立、私立を問わず推進しているものの、私立学校に対する補助割合は公立学校よりも低く、私立学校の耐震化対応は公立学校よりも遅れていることから、支援の拡充が必要であると考えます。

私立学校の振興にはその財政基盤の強化が重要であり、公教育の充実において私学の果たす役割の大きさと少子化による経営環境の悪化を鑑みれば、国庫補助制度の維持と充実は不可欠であることから、請願の趣旨に賛同し、「採択」を主張しました。